

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 南あわじ市 (都道府県: 兵庫県)

本事業の担当部署名 総務企画部ふるさと創生課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)		
個別事業名	南あわじ市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 2 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	4,000,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 南あわじ市では、2065(令和47)年度までの人口の将来展望を示した「人口ビジョン」及び2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までの5年間における人口減少の克服等の取り組みを示した「地域創生総合戦略」で構成する「南あわじ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、少子化対策に積極的に取り組んでいる。 同戦略内において、基本目標の1つとして「子育てしやすいまち」を掲げ、目標達成のため結婚から子育てまであらゆる段階における子育て支援を行っている。一方、合計特殊出生率が1.71(平成22年)→1.83(平成27年)と上昇したものの、直近のデータ(令和2年)では1.70と下降していることから、合計特殊出生率の改善等を目指した取り組みを図って参りたい。そのため、より一層子育てしやすい環境を充実させることで各家庭がゆとりをもって子育てできるまちづくりが必要である。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞ ※全事業共通 当年度が「地域創生総合戦略」の最終年度であるため、目標達成できるように積極的に取り組んでいく。 ＜本個別事業の位置付け＞ 本事業は、少子化対策の初期段階の取り組みとして位置づけ、新婚世帯の経済的負担の軽減をより強化するものである。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 無			
※(注)3	【その他独自要件】		
<ul style="list-style-type: none"> ・市内に1年間継続して居住する意思があること。 ・世帯全員に市税の滞納がないこと。 ・世帯全員が暴力団員でないこと。 ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦世帯を対象とする。 ・対象経費の支払期間が補助金の申請する前年度の1月1日から翌年3月31日まで(前年度1月1日から3月31日までを支払った費用に対しては、市単費で補助) ・家賃は、敷金、礼金及び仲介手数料のみを対象とする。 			

2. 申請見込

①新規世帯見込	17	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	8	世帯		
	その他	9	世帯		

【世帯数積算根拠】

新婚世帯家賃補助金申請件数のうち、所得の合計額が500万円未満の世帯数
 R3年度 17件
 R4年度 17件
 過去2年間の平均件数 17件

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	10 世帯
～12月(実績)	5 世帯
1月～3月(見込)	5 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	8 世帯 × 600,000 円 =	4,800,000 円	下記のとおり積算 過去3年間(R2年～R4年)の1世帯当たりの平均補助額 700千円/3≒240千円 16件(住宅賃貸費等)×240千円=3,840千円 1件(住宅取得費)×300千円=300千円 3,840千円+300千円=4,000千円
(その他)	9 世帯 × 300,000 円 =	2,700,000 円	
	(継続補助)		
	合計	7,500,000 円	

3. 広報の実施予定

市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載、受付窓口にチラシを設置するなどして広報を行う。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	婚姻数		件	150 (令和6年度)	97 (令和4年度)
出生数		人	233 (令和6年度)	197 (令和4年度)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.70 (令和2年度)	
	婚姻件数		件	97 (令和4年度)	
	婚姻率			2.16 (令和4年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100 (令和6年度)	100 (令和4年度)
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100 (令和6年度)	100 (令和4年度)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	75 (令和6年度)	69 (令和4年度)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県ホームページでの広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	宅建協会淡路支部にチラシの配布に協力いただくことで、幅広く情報提供を行う。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。